

平成 25 年 9 月 20 日

行政評価局調査の実施 ＜P F I の推進に関する行政評価・監視＞

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。
今回、平成 25 年 9 月から実施する上記テーマの計画について公表します。

○ P F I の推進に関する行政評価・監視

P F I 事業を推進する観点から、P F I 事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況、個別の P F I 事業の実施状況並びに国、地方公共団体等における支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

＜P F I の推進に関する行政評価・監視＞

行政評価局復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担当：千葉、安武

電話（直通）：03-5253-5432、F A X：03-5253-5464

＜行政評価局調査全般について＞

行政評価局総務課

担当：高橋

電話（直通）：03-5253-5407、F A X：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

PFIの推進に関する行政評価・監視

調査の背景

- 国は、PFI法(注1)に基づき、PFI事業(注2)を推進
- PFI法の制定(平成11年)から平成24年度までのPFI事業の実績は、事業件数418件、契約金額で約4兆1千億円

- しかし、PFI事業の件数の約4分の3は、公共施設等の管理者等がPFI事業の費用を税財源から「延べ払い」で支払う方式の事業であり、税財源以外の収入(利用料金等)により費用を回収する方式のものは僅か21件などの状況
- こうしたことから、国は、アクションプラン(注3)を策定し、今後10年間で12兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進

- PFI事業を推進する観点から、下記の事項を調査し、関係行政の改善に資するため実施

(注1)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

(注2)民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業

(注3)「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

主要調査項目と調査の視点

1 PFI事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況

- PFI事業の概況、アクションプランに基づく国の取組状況等を調査

2 個別のPFI事業の実施状況

- PFI事業の実施体制、PFI事業の検討状況、民間事業者の選定状況、モニタリングの実施状況等を調査

3 国、地方公共団体等における支援の実施状況等

- 法制上及び税制上の措置、財政上及び金融上の支援並びに人的・技術的支援の実施状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

公共法人、都道府県、市町村、民間事業者等

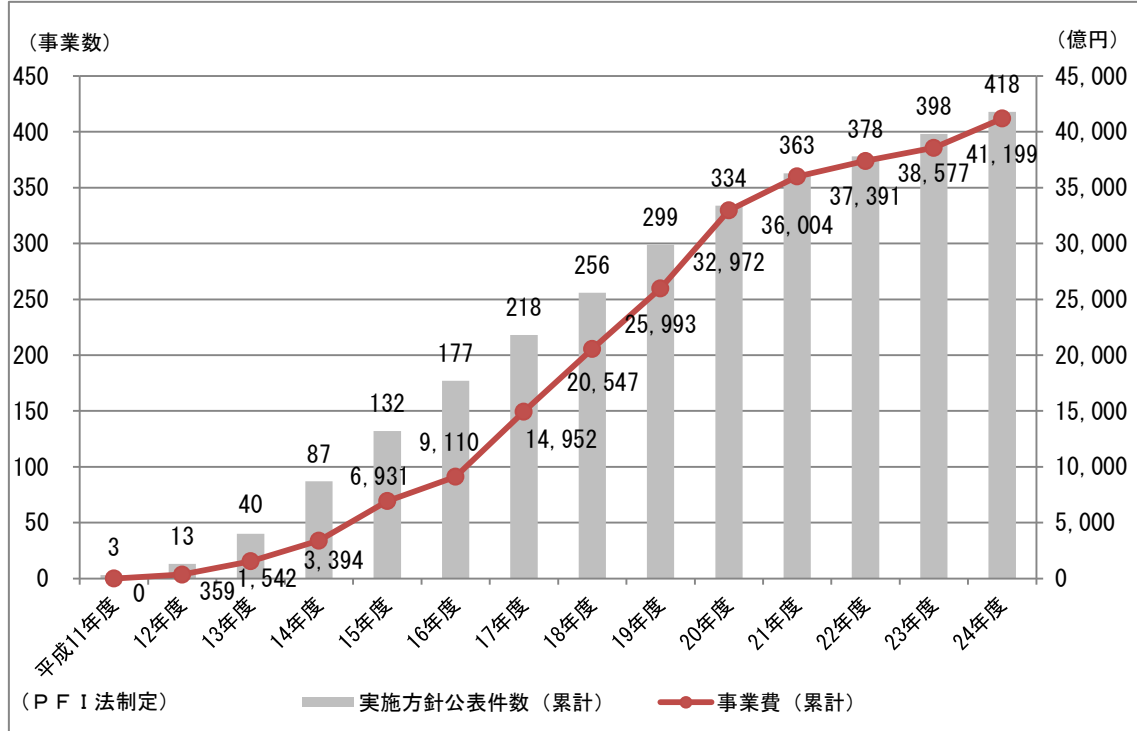
調査実施期間

平成25年9月～26年11月(予定)

参 考 资 料

P F I 事業の実施状況

① 平成 11 年度から 24 年度までの事業件数及び事業費の推移



(注) 内閣府資料に基づき、当省が作成した。

② 各事業の分野及び主体別内訳 (平成 25 年 2 月 28 日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化 (文教施設、文化施設等)	1	102	35	138
生活と福祉 (福祉施設等)	0	19	0	19
健康と環境 (医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	73	2	75
産業 (商業振興施設、農業振興施設等)	0	13	0	13
まちづくり (道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	7	43	0	50
安心 (警察施設、消防施設、行刑施設等)	7	14	0	21
庁舎と宿舍 (事務庁舎、公務員宿舍等)	45	10	1	56
その他 (複合施設等)	6	40	0	46
合計	66	314	38	418

(注) 内閣府資料に基づき、当省が作成した。